



平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名	株式会社 浅沼 組
代 表 者 名	代表取締役社長 浅沼 健一
コ ー ト 番 号	1852(東証第 1 部)
問 合 せ 先	本社経理部長 八木 良道
電 話 番 号	06(6585)5500

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 21 日開催の取締役会において、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(法務省令第 6 号)が、平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」について下記の通り一部改定することを決議しましたのでお知らせいたします。

(改定箇所につきましては下線で示しております。)

記

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程、取締役会規則、執行役員規則等を整備する。
- ② コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、内部通報制度を構築する。
- ③ 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- ④ 監査室を設置し、業務活動が法令等に準拠しているか等を客観的に評価し、改善・提言を行うことを目的とする内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて検証、規程等の見直しを行う。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴う損失の危険の管理については、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行い、業務に係る最適な管理体制を構築する。

- ① 日常業務に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じる。
- ② 突発的に発生する災害等に伴うリスクについては、危機管理の手引き等に基づき対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則月 1 回開催し、また必要に応じて随時開催する。なお開催困難な場合は、書面決議ができるものとする。なお、重要案件については社長の諮問機関である経営会議に諮り、事前に検討し取締役会に上程する。
- ② 経営上の意思決定と業務執行の明確化を目指して執行役員制度を採用する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社にも当社の企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程等を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についてもその通報窓口を関係会社にも開放し、これを関係会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、関係会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ③ 関係会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
- ④ 当社と関係会社との間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、IT を適切かつ有効に利用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査役補助者」という)を置くことを求めた場合における監査役補助者に関する事項

取締役会は監査役会と協議し、職務を補助すべき監査役補助者を置く。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任免・評価等について常勤監査役の同意を得るものとする。

(8) 監査役が監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を置く場合は、監査役補助者に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

(9) 監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び取締役は、取締役会において担当業務の執行状況について監査役に報告する。
- ② 取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、監査室が実施した内部監査結果、内部通報があった法令等の違反については、速やかに監査役に報告する。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(12) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役監査基準に基づき適切な運営を行うとともに、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、業務執行に関する重要な文書を随時閲覧し、必要に応じ取締役、使用人に対し説明を求めることができる。
- ③ 監査役と会計監査人及び監査室は相互に連携し、必要に応じて意見交換を行う。